

石川県済生会金沢病院就職支度金貸与規程

(目的)

第1条 この規程は、石川県済生会金沢病院(以下「病院」という。)において、職員の充足が困難な職種就職にかかる費用を貸与し、職員の確保及び資質の向上を図ることを目的とする。

(貸与の対象者等)

第2条 院長は、次に掲げる者に就職支度金を貸与することができる。求人募集を行う際に、対象とする職種、勤務形態、人数を定める。

- (1) 当院での就職を希望する者
- (2) 本制度を一度も使用したことがない者
- (3) 職員紹介制度の研鑽手当を受給しない者

(貸与額等)

第3条 就職支度金の貸与額は、300,000 円とし、無利子とする。ただし、職種に応じ、採用計画時に院長が定め増減することができる。

(申請等)

第4条 就職支度金の貸与を受けようとする者は、次の各号に定める書類を院長に提出しなければならない。

- (1) 就職支度金借入申請書
- (2) 就職支度金誓約書
- (3) その他必要に応じ指定する書類

2 就職支度金の貸与を受けようとする者は、次に掲げるところにより就職支度金の貸与を受けた者と連帯して就職支度金の返還の債務を負担する保証人を立てなければならない。

- (1) 保証人は、1名とする。
- (2) 保証人は、就職支度金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担する能力を有する者であって、原則、申請者と生計を別にするものでなければならない。

(貸与の決定等)

第5条 院長は、就職支度金貸与の申請があったときは、その内容を審査し、貸与が適当であると認めるときは、就職支度金決定通知書を交付する。

2 院長は、就職支度金の貸与を決定した日から 20 日以内に本人の指定する金融口座に振り込む。

(就職支度金借用書の提出)

第 6 条 就職支度金の貸与を受けた者は、保証人と連署のうえ就職支度金借用書を院長に提出しなければならない。

2 保証人は、就職支度金の貸与を受けている者が事故あるときは、直ちに院長に報告しなければならない。

ならない。

(貸与の取消し)

第7条 院長は、就職支度金の貸与を受けている者が次のいずれかに該当するときは、貸与を取り消すものとする。

- (1) 就職支度金の貸与の辞退を申し出たとき。
- (2) 就職支度金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(返還)

第8条 就職支度金の貸与を受けた者は、次のいずれかに該当するときは、就職支度金の全額を返還しなければならない。

- (1) 就職支度金の貸与を取り消されたとき。
- (2) 就職支度金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3) 当院に就職しなかったとき。
- (4) 第9条に規定する就職支度金返還債務の免除を受けないとき。

2 前項の規定により就職支度金を返還する者は、就職支度金返還届出書を院長に提出しなければならない。

3 就職支度金の返還は、返還すべき理由が生じた日の属する月の翌月末までに返還しなければならない。

(返還債務の免除)

第9条 院長は、就職支度金の貸与を受けた者が次のいずれかに該当するときは、返還債務を免除するものとする。

- (1) 当院で3年間勤務したとき。ただし、欠勤・休業・休職等により出勤しなかった日数は含めない。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 院長がやむを得ない理由があると認めるとき。

2 前項の規定により就職支度金の返還債務の免除を受けようとする者は、就職支度金返還債務免除申請書を院長に提出しなければならない。

(延滞利息)

第10条 就職支度金の貸与を受けた者が、正当な理由がなく返済期限までに返還しなかったときは、年14.6%の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、本規程に関し必要な事項は、院長が定める。

附 則

この規程は、令和6年8月1日より施行する。